

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

平成 18 年 3 月 24 日兵庫県条例第 46 号

改正

平成 20 年 10 月 3 日兵庫県条例第 43 号

平成 24 年 3 月 23 日兵庫県条例第 27 号

平成 27 年 3 月 19 日兵庫県条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定めることによつて、議会と知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が共に県民に対する責任を担いながら、県政運営における透明性の向上を図り、もつて総合的かつ計画的な県行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「基本的な計画」とは、県行政に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が 5 年未満の計画を除く。）で、次に掲げるものをいう。

- (1) 県行政全般又は県行政各分野に係る計画で別表に掲げるもの
- (2) 前号に掲げる計画のほか、別に定める基本的な計画

(議会の議決)

第 3 条 知事等は、基本的な計画の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止をするに当たっては、当該計画のうち基本構想に係ることについて、議会の議決を経なければならない。

(実施状況の報告)

第 4 条 知事等は、毎年度、別表の 1 に掲げる計画の実施状況を議会に報告しなければならない。

- 2 議会は、総合的かつ計画的な県行政の推進のために必要があると認めるときは、知事等に対して、基本的な計画に係る実施状況の報告を求めることができる。
- 3 議会は、前 2 項の規定による報告があつた場合において、当該計画に係る実施状況と当該計画とが正当な理由なく著しくかい離していると認めるときは、知事等に対し必要な意見を述べることができる。

(知事等への意見)

第 5 条 議会は、社会情勢の変化その他の特別な事情により、新たに県行政に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を策定する必要があると認めるとき、又は策定されている基本的な計画の変更若しくは廃止をする必要があると認めるときは、知事等に対し意見を述べることができる。

- 2 知事等は、前項の規定により意見が述べられたときは、その意見に対し、議会に見解を述べるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 この条例は、この条例の施行日以後に行われる第 2 条第 1 号に掲げる計画の変更又は廃止及び同日以後に行われる同条第 2 号に掲げる計画の策定、変更又は廃止について適用する。
- 3 行財政構造改革の推進に関する条例（平成 20 年兵庫県条例第 43 号）第 3 条第 1 項に規定する行財政構造改革推進方策については、この条例の規定は適用しない。

[平成 20 年条例第 43 号追加]

別表（第 2 条関係）

- 1 21 世紀兵庫長期ビジョン
- 2 兵庫県地域創生戦略 *[平成 27 年条例第 4 号追加]*
- 3 少子高齢社会福祉ビジョン *[平成 24 年条例第 27 号追加]*
- 4 ひょうご 21 世紀交通ビジョン
- 5 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針